

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（M）

1. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「第1 設置の趣旨及び必要性」の「7 修了後の進路」では、(3) 地域の健康支援モデルの修了後の進路及び就職先に「健康増進センター等のマネジメント業務者」が挙げられているが、「マネジメント業務」の想定する内容や能力が判然としないことに加え、基本計画書の「教育課程等の概要」を見ても1年次に経営学はあるものの、経営に関する能力を学修できる教育課程となっていないとは見受けられない。このことから、本専攻の養成する人材像やディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を踏まえた進路や就職先が想定されているとは判断できない。「マネジメント業務」の内容や必要な能力について説明し、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）及び教育課程と整合していることを明確に説明するとともに、関係する資料や説明内容について必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「第1 設置の趣旨及び必要性」の「7 修了後の進路」において、卒業後の進路及び就職先として、専修免許状（保健体育）を有する教諭となることが例示されている。一方で、「第8 取得可能な資格」においては、「一種免許状未取得者が入学した場合、学部での開設科目の履修などにより、一種免許状及び専修免許状を取得できるように工夫する」としているが、一種免許状未取得者が履修することとされている学部での開設科目について、どのような科目をどの程度履修する必要があるのか示されておらず、本専攻のカリキュラムを履修しながら専修免許状取得のための教職課程科目を適切に履修することができるとは判断することができない。このことから、一種免許状未取得者が専修免許状取得のために必要となる学部の開設科目を示しつつ、教育課程上無理なく専修免許状を取得することができることについて明確に説明するとともに、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料9-1 履修モデル」をはじめとする、関係する資料や説明内容について必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教員組織の将来構成を具体的に明確にすること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

4. 学校教育法施行規則第172条の2に規定されている、大学が公表することとされている教育研究活動等の状況についての各号と、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「第16 情報の公表」の「2 情報提供の内容」に挙げられている（1）～（17）の項目との対応関係が不明確なことから、関係する資料やその説明内容を適切に修正した上で、公表すべき情報が適切に公表されることについて改めて明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(改善事項) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 (M)

1. 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「第1 設置の趣旨及び必要性」の「7 修了後の進路」では、(3) 地域の健康支援モデルの修了後の進路及び就職先に「健康増進センター等のマネジメント業務者」が挙げられているが、「マネジメント業務」の想定する内容や能力が判然としないことに加え、基本計画書の「教育課程等の概要」を見ても1年次に経営学はあるものの、経営に関する能力を学修できる教育課程となっているとは見受けられない。このことから、本専攻の養成する人材像やディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を踏まえた進路や就職先が想定されているとは判断できない。「マネジメント業務」の内容や必要な能力について説明し、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー)及び教育課程と整合していることを明確に説明するとともに、関係する資料や説明内容について必要に応じて適切に改めること。

(対応)

健康増進施設等(地域の健康増進センター)の事業については、健康教育、健康相談、機能訓練指導及び地域住民の健康増進と福祉の向上に寄与するために設置される施設(温水プール、トレーニングルーム、運動競技場等)の管理運営が主な業務となる。具体的には、生活習慣予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活(栄養)のあり方など、住民の健康及び体力の増進の企画立案、施設維持管理(運動施設、店舗運営等)、センター等の利用許可・利用料金に関する業務等が挙げられる。

健康増進施設等のマネジメント能力には、店舗運営(スポーツに関連した付加価値製品など)、運動と栄養に関する知識、運動実践法を様々な対象に指導できる人材の養成、事故を未然に防ぐ環境整備、事故発生時に適切な対応できるリスクマネジメント能力等が含まれる。

また、科学的根拠に基づく運動メニューを提供し、その効果を適切な方法で測定することによって、運動メニューを改善していくという利用者の健康増進をPDCAシステムで改善していく能力も必要と考えている。そのためには利用者のデータをもとに、個人ごとのリスクファクターを明らかにし、未病だけでなく健康増進のための特別なメニューを提供するシステムの開発も重要と考えている。つまり、健康増進施設等のマネジメント能力には、店舗を安全かつ安定して運営する能力に加え、利用者の健康増進を科学的手法で分析できる能力も必要と考える。

さらに、経営に関する能力を学修できる教育課程のあり方に関連しては、基本計画書の「教育課程等の概要」で示した人間健康学部スポーツ健康学科における教育課程の「専門教育科目」中において「スポーツマネジメント」「安全管理論及び方法」を含めた「スポーツ指導論」「スポーツ栄養学」「スポーツ障害と予防」「運動処方論」「野外教育論」「レジャー・レクリエーション論」「空手・古武道概論」「体育・スポーツ史」の10科目について記載漏れがあったことから追記することとした。このようなことから、基礎となる学士課程と本研究科の連携が可能となっていると考える。

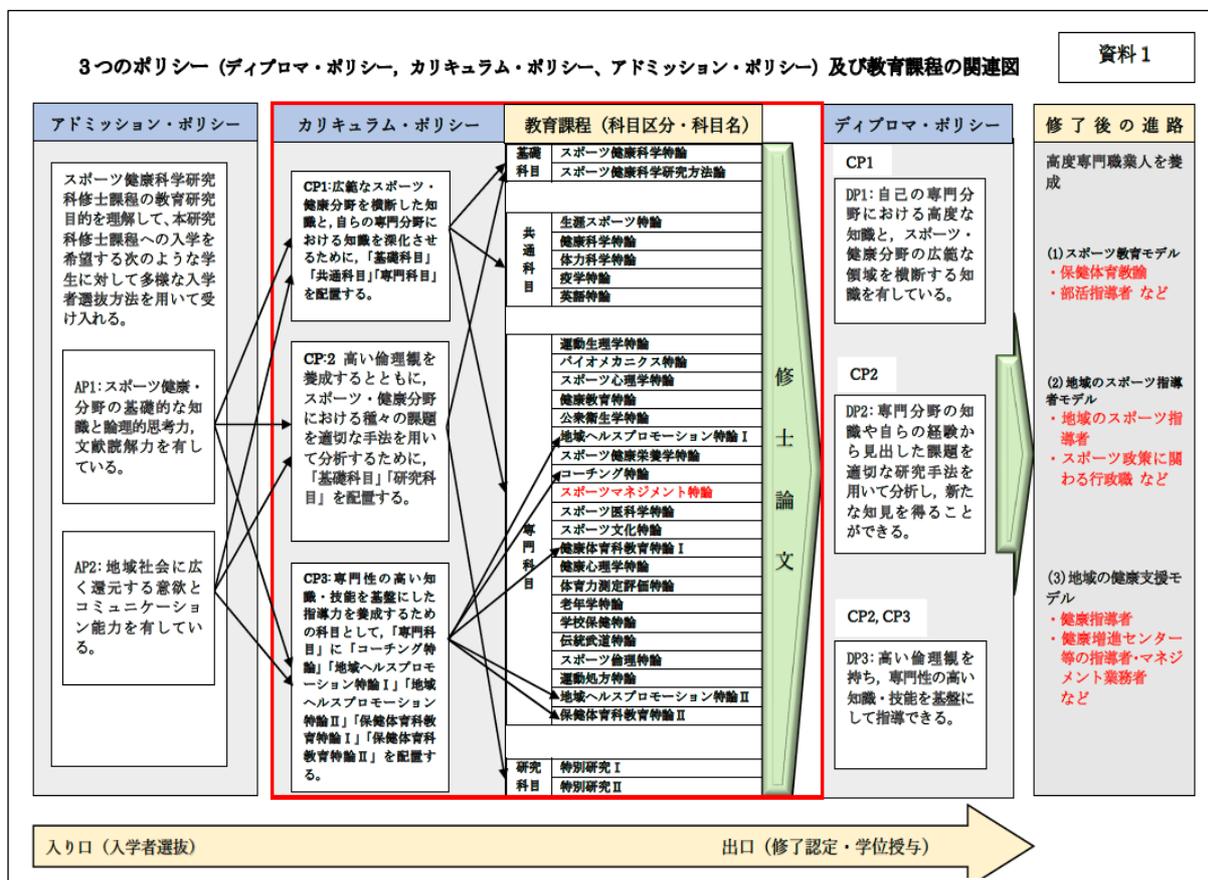
加えて本研究科においては、審査意見1を踏まえ、企業などの組織体が有するヒト・モノ・カネ・情報という経営資源をいかに効果的に配分・活用して組織体を豊かにするかを経営学の系譜を踏まえ、スポーツの実践領域と周辺産業におけるマネジメント(経営的・管理的側面)に着目し、「専門科目」に「スポーツマネジメント特論」を新設することとした。

本特論においては、スポーツマネジメントの意味、役割、機能において、今日的な多様な事例を踏まえながら学際的に学び、理解するものである。具体的には、①スポーツとマ

ネジメントの生成や発展, ②スポーツ事業のマネジメント, ③スポーツと組織と人材マネジメント, ④スポーツ施設のマネジメントの大きく4つの視点からスポーツマネジメントの基本的な考え方や理論を修得させることとした。

また, ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー及び教育課程の関係図【資料1】にて, 3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー)及び教育課程との整合性を入り口(入学選抜)から出口(修了認定・学位授与)までの教育活動を一貫したものとして具体的に示した。

そして, 本研究科における養成する人材像「スポーツ・健康分野に関する学修を通して, 高度な専門知識と研究能力を身に付け, 理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する」となっており, 修了後の進路に対応して3つの履修モデルを示した。



(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(10ページ)

新	旧
<p>さらに, 前述の第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日)の今後5年間で取り組む施策のなかで, 地域における競技力を支える体制の構築とあるが, 地域における競技力向上のためには, ハイパフォーマンススポーツセンターで得られた知見を用いて, 地域のアスリート発掘・育成・強化の実践を行っていく必要がある。そのためには地域のスポーツ団体や地方公共</p>	<p>さらに, 前述の第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日)の今後5年間で取り組む施策のなかで, 地域における競技力を支える体制の構築とあるが, 地域における競技力向上のためには, ハイパフォーマンススポーツセンターで得られた知見を用いて, 地域のアスリート発掘・育成・強化の実践を行っていく必要がある。そのためには地域のスポーツ団体や地方公共</p>

団体、大学が連携し、地域におけるスポーツ医学、情報等によるサポートを担う人材の育成が必要となる。沖縄県のスポーツ推進計画には、教員の指導力向上、外部指導員や総合型クラブやスポーツ少年団などにおけるスポーツ指導者の育成、トップアスリートやジュニアアスリートを指導できる高度な専門性をもち、プレイヤーズセンターの考えを持った資質の高い指導者の養成が施策となっている。

また、今後の方向性として「施策 2 スポーツを核とした新たな産業の創出とグローバル展開」において、「持続的な県内スポーツ関連産業の発展のため、スポーツマネジメントや指導者などスポーツに関わる多様な人材を大学、競技団体等と連携し取り組む」としており、スポーツに関するすべての活動（する、みる、ささえる）やビジネスのしくみに広がる価値を管理する一方で、スポーツ施設やチームをマネジメントするため、あらゆる方面からデータを収集・分析する能力、新たなビジネスモデルを創出する能力が期待されている。

加えて、健康おきなわ 21（第 2 次）では、2040 年に男女とも平均寿命日本一という長期的な目標を設定しており、その達成には運動を中心とする身体活動が重要とされている。この運動を中心とした健康を支援する人材が必要とされているが、適切なスポーツの実施は、体力や競技力向上だけでなく、健康を増進することが示されている。しかし、スポーツの実施による健康増進をまとめたエビデンスは蓄積されているが、十分に活用されていないと指摘されている。このような中で、本学は、前述のとおり弘前大学 COI 事業の連携拠点として、沖縄県北部地域の住民に対して、やんばる版プロジェクト健診を 2017（平成 29）年から実施している。この健診は従来の健診とは異なり、血液、生理検査、生活習慣、全ゲノムデータ、腸内細菌データ、栄養摂取量、体力測定などを含んだ健康データを測定している。本学は其中でも、体力測定に関する項目が他大学で実施している項目より多く、体力面から住民の健康に関する提言ができるのが特徴になっており、これらの健康ビッグデータを解析し、新しい健康支援政策を提言できる人材を養成することは意義深いことである。

団体、大学が連携し、地域におけるスポーツ医学、情報等によるサポートを担う人材の育成が必要となる。沖縄県のスポーツ推進計画には、教員の指導力向上、外部指導員や総合型クラブやスポーツ少年団などにおけるスポーツ指導者の育成、トップアスリートやジュニアアスリートを指導できる高度な専門性をもち、プレイヤーズセンターの考えを持った資質の高い指導者の養成が施策となっている。

（追加）

また、健康おきなわ 21（第 2 次）では、2040 年に男女とも平均寿命日本一という長期的な目標を設定しており、その達成には運動を中心とする身体活動が重要とされている。この運動を中心とした健康を支援する人材が必要とされているが、適切なスポーツの実施は、体力や競技力向上だけでなく、健康を増進することが示されている。しかし、スポーツの実施による健康増進をまとめたエビデンスは蓄積されているが、十分に活用されていないと指摘されている。このような中で、本学は、前述のとおり弘前大学 COI 事業の連携拠点として、沖縄県北部地域の住民に対して、やんばる版プロジェクト健診を 2017（平成 29）年から実施している。この健診は従来の健診とは異なり、血液、生理検査、生活習慣、全ゲノムデータ、腸内細菌データ、栄養摂取量、体力測定などを含んだ健康データを測定している。本学は其中でも、体力測定に関する項目が他大学で実施している項目より多く、体力面から住民の健康に関する提言ができるのが特徴になっており、これらの健康ビッグデータを解析し、新しい健康支援政策を提言できる人材を養成することは意義深いことである。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (18～19 ページ)

新	旧
<p>(3)専門科目</p> <p>本科目は、自らの専門を選択、深化させるための科目を配置し、スポーツ教育（中学校・高等学校教諭（保健体育））、地域のスポーツ指導者、地域の健康支援者に求められる専門的知識の修得に配慮した科目で構成し、選択科目とする。</p> <p>なお、特に専門性の高い知識・技能を基盤にした指導力を養成する科目として「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ」「保健体育科教育特論Ⅰ」「保健体育科教育特論Ⅱ」を配置した。</p> <p>①～⑧ 略</p> <p>⑨ <u>スポーツマネジメント特論（2単位、1年次後期、選択必修）</u></p> <p><u>スポーツマネジメントの基礎理論を理解した上で具体的な、現代的なスポーツマネジメント研究の課題や具体的なスポーツ組織におけるマーケティングやリーダーシップ行動など、マネジメントのあり方について議論する。具体的には①スポーツとマネジメントの生成と発展、②スポーツ事業のマネジメント、③スポーツ組織と人事マネジメント、④スポーツ施設のマネジメントの4つの視点からスポーツマネジメントの基本的な考え方や理論を講義する。</u></p> <p>⑩ ～ ⑲ 略</p>	<p>(3)専門科目</p> <p>本科目は、自らの専門を選択、深化させるための科目を配置し、スポーツ教育（中学校・高等学校教諭（保健体育））、地域のスポーツ指導者、地域の健康支援者に求められる専門的知識の修得に配慮した科目で構成し、選択科目とする。</p> <p>なお、特に専門性の高い知識・技能を基盤にした指導力を養成する科目として「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ」「保健体育科教育特論Ⅰ」「保健体育科教育特論Ⅱ」を配置した。</p> <p>①～⑲ 略</p> <p>(追加)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (22 ページ)

新	旧
<p>(3) 専門科目</p> <p>1 <u>専門科目 21 科目(42 単位)から選択目 6 科目(12 単位)以上を履修し単位修得する。</u></p> <p>2 <u>スポーツ・健康分野に関する体系的な知識を修得し、それらを応用する指導力を養成する。</u></p> <p>3 <u>指導力を養成する科目として「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」</u></p>	<p>(3) 専門科目</p> <p>1 <u>専門科目 20 科目(40 単位)から選択目 6 科目(12 単位)以上を履修し単位修得する。</u></p> <p>2 <u>スポーツ・健康分野に関する体系的な知識を修得し、それらを応用する指導力を養成する。</u></p> <p>3 <u>指導力を養成する科目として「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」</u></p>

<p>「地域ヘルスプロモーション特論 II」「保健体育科教育特論 I」「保健体育科教育特論 II」を配置した。</p> <p>※各自の研究テーマや、スポーツ健康科学研究科が定める各履修モデルの人材像，取得可能な資格を勘案し，専門科目を履修する。</p> <p>(略)</p>	<p>「地域ヘルスプロモーション特論 II」「保健体育科教育特論 I」「保健体育科教育特論 II」を配置した。</p> <p>※各自の研究テーマや、スポーツ健康科学研究科が定める各履修モデルの人材像，取得可能な資格を勘案し，専門科目を履修する。</p> <p>(略)</p>
---	---

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>(1) 履修モデル</p> <p>スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻が定める各履修モデルの人材像，取得可能な資格は次のとおりである。なお，本研究科においては，修了要件が 30 単位であるが，修了後の学生の進路を考慮し「基礎科目」「共通科目」「専門科目」「研究科目」において，教育研究を総合的に深化させるため，30 単位から 36 単位を修得させることとした。参考事例として 36 単位を修得させる履修モデルとした。</p> <p>① 履修モデル 1(スポーツ教育モデル)</p> <p>先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る，高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。</p> <p>② 履修モデル 2(地域のスポーツ指導モデル)</p> <p>子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加者に対して，データを活用したプレイヤー主体の指導を実践し，スポーツを通じた地域振興に貢献できる人材を養成する。</p> <p>③ 履修モデル 3(地域の健康支援モデル)</p> <p><u>子どもから高齢者までの健康課題に対応した健康プログラムの指導・開発ができる，地域社会に貢献できる人材を養成する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 履修モデル</p> <p>スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻が定める各履修モデルの人材像，取得可能な資格は次のとおりである。なお，本研究科においては，修了要件が 30 単位であるが，修了後の学生の進路を考慮し「基礎科目」「共通科目」「専門科目」「研究科目」において，教育研究を総合的に深化させるため，30 単位から 36 単位を修得させることとした。参考事例として 36 単位を修得させる履修モデルとした。</p> <p>① 履修モデル 1(スポーツ教育モデル)</p> <p>先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る，高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。</p> <p>② 履修モデル 2(地域のスポーツ指導モデル)</p> <p>子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加者に対して，データを活用したプレイヤー主体の指導を実践し，スポーツを通じた地域振興に貢献できる人材を養成する。</p> <p>③ 履修モデル 3(地域の健康支援モデル)</p> <p><u>沖縄をはじめとする地域住民の健康課題に対応し，活力ある地域社会づくりに貢献できる人材を養成する。</u></p> <p>(略)</p>

(新旧対照表) 基本計画書 (6~8 ページ)

新	旧
<p>教育課程等の概要 人間健康学部スポーツ健康学科</p> <p>教養教育科目 (略) 専門基礎教育科目 (略) 専門教育科目 (略) 体育心理学 体育社会学 体育経営管理学 コーチ学 トレーニング 体力・健康測定 <u>スポーツ指導論</u> <u>スポーツ栄養学</u> <u>スポーツマネジメント</u> <u>スポーツ障害と予防</u> <u>運動処方論</u> <u>安全管理論及び方法</u> <u>野外教育論</u> <u>レジャー・レクリエーション論</u> <u>空手・古武道概論</u> <u>体育・スポーツ史</u> スポーツバイオメカニクス 球技論 (略)</p>	<p>教育課程等の概要 人間健康学部スポーツ健康学科</p> <p>教養教育科目 (略) 専門基礎教育科目 (略) 専門教育科目 (略) 体育心理学 体育社会学 体育経営管理学 コーチ学 トレーニング 体力・健康測定</p> <p>(追加) ※記入もれ</p> <p>スポーツバイオメカニクス 球技論 (略)</p>

(改善事項) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 (M)

2. 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「第1 設置の趣旨及び必要性」の「7 修了後の進路」において、卒業後の進路及び就職先として、専修免許状(保健体育)を有する教諭となることが例示されている。一方で、「第8 取得可能な資格」においては、「一種免許状未取得者が入学した場合、学部での開設科目の履修などにより、一種免許状及び専修免許状を取得できるように工夫する」としているが、一種免許状未取得者が履修することとされている学部での開設科目について、どのような科目をどの程度履修する必要があるのか示されておらず、本専攻のカリキュラムを履修しながら専修免許状取得のための教職課程科目を適切に履修することができるとは判断することができない。このことから、一種免許状未取得者が専修免許状取得のために必要となる学部の開設科目を示しつつ、教育課程上無理なく専修免許状を取得することができることについて明確に説明するとともに、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料9-1 履修モデル」をはじめとする、関係する資料や説明内容について必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見 2 を踏まえ、本研究科に一種免許状未取得者(保健体育)が入学した場合のスポーツ健康学科が開設する教職に関する科目の履修を認める要件及び開設科目等を具体的に示すこととした【資料2】。また、履修を認める基礎資格として学士の学位を有する者とし、履修要件を満たした場合は、「科目等履修生制度」や「長期履修制度」を活用して2年または3年の長期履修によりスポーツ健康学科が開設する教職科目と本研究科の開設科目を履修し、計画的に一種免許状及び専修免許状を取得できることとした【資料3-1】【資料3-2】。さらに、卒業後の進路及び就職先並びに学部在籍中に取得した「教職に関する科目の単位数」を勘案したスポーツ教育履修モデル(2年または3年の長期履修)を示した【資料4-1】【資料4-2】。

人間健康学部スポーツ健康学科における一種免許状(保健体育)取得に係る履修要件及び授業科目					資料2
履修要件: ①基礎資格として、学士の学位を有すること。②本研究科においては、「未取得者の既取得科目」欄の「○印」は修得済み(又は読み替え可能な科目)を示し、既に取得済として扱う。「△印」「×印」は、未修得の科目を示すが、その場合は、大学院指導教員の面談・許可を経て学部の科目等履修生として履修可(26単位)とする事とした。					
① 教育の基礎的理解に関する科目等					
科目区分	学部学科における授業科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理、教育制度論、教育心理学、特別支援教育、教育課程論(各2単位)			科目等履修生として履修する。(17単位)	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、道徳教育の理論と方法、教育方法(ICTの活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導論(各2単位)	△	○		
教育実践に関する科目	中学校教育実習事前指導(1)、中学校教育実習(4)、教職実践演習(中・高)(2)	×	○		
※「未取得者の既取得科目」欄の「△」印は、「学部学科における授業科目」欄の12科目の内、未修得科目について10単位の範囲で履修を認めることとした。					
② 教科及び教科の指導法に関する科目					
科目区分	学部学科における授業科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考	
教科に関する専門的事項				科目等履修生として履修する。(8単位)	
体育実技	体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、バレーボール、卓球、ソフトボール、空手、柔道、剣道、舞踊、球技、スキー、スノーボード、ウィンドサーフィン(各2単位)	○	—		
「教育原理、教育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	運動学、体育原理、教育心理学、体育社会学、体育・スポーツ史、野外教育論(各2単位)	○	—		
生理学(運動生理学を含む。)	生理学・運動生理学(各2単位)	○	—		
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学(各2単位)	○	—		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	救急処置、学校保健、精神保健(各2単位)	○	—		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	学校保健体育科教育Ⅰ、学校保健体育科教育Ⅱ、学校保健体育科教育Ⅲ、学校保健体育科教育Ⅳ(※ 中学校・高校)(各2単位)	×	○		
③ 大学が独自に設定する科目					
科目区分	学部学科における授業科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考	
大学が独自に設定する科目	介護体験(事前・事後指導)(1) ※ 中学校一種免許の場合のみ	×	○	科目等履修生として履修する。(1単位)	
④ その他の指定科目					
科目区分	学部学科における授業科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考	
日本国憲法	憲法	○	—	科目等履修生として履修不要。(0単位)	
体育	体育実技Ⅰ、体育実技Ⅱ	○	—		
外国語コミュニケーション	イングリッシュ・コミュニケーション	○	—		
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	コンピュータ・リテラシー	○	—		
		○	—		

教職に関する学科教職科目及び研究科科目の履修計画（標準：2年）

本研究科は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」により、夜間その他特例の時間に開講する科目を履修し、無理なく一種免許状及び専修免許状が取得できるよう配慮している。

科目区分		年次		1年次		2年次		合計
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学科教職科目	教育の基礎的理解に関する科目等	4	—	7	6	—	—	17
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	—	4	4	—	—	—	8
	大学が独自に設定する科目	—	—	1	—	—	—	1
	教職科目履修単位 小計	4	4	12	6	—	—	26
研究科科目	基礎科目	4	—	—	—	—	—	4
	共通科目	4	2	—	—	—	—	6
	専門科目	6	10	2	—	—	—	18
	研究科目	—	4	—	4	—	—	8
	修士課程履修 小計	14	16	2	4	—	—	36
学科教職科目及び研究科科目 履修単位の合計		18	20	14	10	—	—	62

※ 学科教職科目 26単位、研究科科目36単位（合計62単位）を2年の履修により取得する。

教職に関する学科教職科目及び研究科科目の履修計画（長期履修：3年）

本研究科は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」により、夜間その他特例の時間に開講する科目を履修し、無理なく一種免許状及び専修免許状が取得できるよう配慮している。

科目区分		年次		1年次		2年次		3年次		合計
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学科教職科目	教育の基礎的理解に関する科目等	2	2	2	5	4	2	—	—	17
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	—	—	4	4	—	—	—	—	8
	大学が独自に設定する科目	—	—	—	1	—	—	—	—	1
	教職科目履修単位 小計	2	2	6	10	4	2	—	—	26
研究科科目	基礎科目	4	—	—	—	—	—	—	—	4
	共通科目	4	2	—	—	—	—	—	—	6
	専門科目	4	10	4	—	—	—	—	—	18
	研究科目	—	—	—	4	—	4	—	—	8
	修士課程履修 小計	12	12	4	4	0	4	—	—	36
学科教職科目及び研究科科目 履修単位の合計		14	14	10	14	4	6	—	—	62

※ 学科教職科目 26単位、研究科科目36単位（合計62単位）を3年の長期履修により取得する。

資料 4-1

履修モデル (スポーツ教育モデル：一種免許状未修得者モデル)
(2年履修モデル)

先進的なカリキュラム及び授業の開発・実施・評価ができる、高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

	1年次		2年次		計	
	前期	後期	前期	後期		
スポーツ健康学科 基礎的科目等 (科目等履修表参照)	教育の基礎的理解に関する科目等 (科目等履修表参照)	I科目1 (2) 単 I科目2 (2) 単	-	教育実習(前期) (1) I科目3 (2) 単	中学校教育実習 (4) 教育実習(後期) (2)	17
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	I科目4 (2) 単 I科目5 (2) 単	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	
本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	保健体育教育法 I (2) 保健体育教育法 II (2)	保健体育教育法 II (2) 保健体育教育法 IV (2)	-	-	8
大学が独自に設定する科目	-	-	介護等体験学習・卒業論文 (1)	-	-	1
履修科目の単位数合計	4	4	12	6	26	
基礎科目	スポーツ健康科学特論	-	-	-	-	4
基礎科目	スポーツ健康科学研究力	-	-	-	-	
基礎科目小計	4	0	0	0	0	
共通科目	生涯スポーツ特論	体力科学特論	-	-	-	6
共通科目	健康科学特論	-	-	-	-	
共通科目小計	4	2	0	0	0	
専門科目	スポーツ健康科学特論	健康教育特論	-	-	-	18
専門科目	スポーツ健康科学特論	保健体育教育法特論 II	-	-	-	
専門科目小計	6	10	2	0	0	
研究科目	特別研究 I	特別研究 I	特別研究 II	特別研究 II	-	8
研究科目小計	0	4	0	4	4	
履修科目小計	14	16	2	4	36	
単位数合計	18	20	14	10	62	

※上記の「スポーツ健康科学 学科履修科目 (科目等履修表)」の「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目については、I科目として表記した。「II」は、教育実習、教育実習、教育心理学、特別実習、教育実習、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、進路指導の理論と方法、教育方法(ICTの活用を含む)、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導等を示し、学生は未取得の科目について履修する。

資料 4-2

長期履修モデル (スポーツ教育モデル：一種免許状未修得者モデル)
(3年長期履修モデル)

先進的なカリキュラム及び授業の開発・実施・評価ができる、高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

	1年次		2年次		3年次		計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
スポーツ健康学科 基礎的科目等 (科目等履修表参照)	教育の基礎的理解に関する科目等 (科目等履修表参照)	I科目1 (2) 単 I科目2 (2) 単	I科目3 (2) 単	教育実習(前期) (1) I科目4 (2) 単	中学校教育実習 (4) 教育実習(後期) (2)	中学校教育実習 (4) 教育実習(後期) (2)	17
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	I科目5 (2) 単	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	-	
	本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	-	-	-	-	
本専攻の修得に必要とする科目等 (科目等履修表参照)	-	保健体育教育法 I (2) 保健体育教育法 II (2)	保健体育教育法 II (2) 保健体育教育法 IV (2)	-	-	-	8
大学が独自に設定する科目	-	-	-	介護等体験学習・卒業論文 (1)	-	-	1
履修科目の単位数合計	2	2	6	10	4	2	26
基礎科目	スポーツ健康科学特論	-	-	-	-	-	4
基礎科目	スポーツ健康科学研究力	-	-	-	-	-	
基礎科目小計	4	0	0	0	0	0	
共通科目	生涯スポーツ特論	体力科学特論	-	-	-	-	6
共通科目	健康科学特論	-	-	-	-	-	
共通科目小計	4	2	0	0	0	0	
専門科目	スポーツ健康科学特論	健康教育特論	保健体育教育法特論 II	-	-	-	18
専門科目	スポーツ健康科学特論	保健体育教育法特論 II	-	-	-	-	
専門科目小計	4	2	0	0	0	0	
研究科目	特別研究 I	特別研究 I	特別研究 II	特別研究 II	-	-	8
研究科目小計	0	0	0	4	0	4	
履修科目小計	12	12	4	4	0	4	36
単位数合計	14	14	10	14	4	6	62

※上記の「スポーツ健康科学 学科履修科目 (科目等履修表)」の「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目については、I科目として表記した。「II」は、教育実習、教育実習、教育心理学、特別実習、教育実習、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、進路指導の理論と方法、教育方法(ICTの活用を含む)、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導等を示し、学生は未取得の科目について履修する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (31~33 ページ)

新	旧
<p>第8 取得可能な資格</p> <p>すでに学部での教育において、中学校教諭一種免許状(保健体育)と高等学校教諭一種免許状(保健体育)を所有している者は、本研究科で新たな24単位以上を取得することによって保健体育の専修免許状を取得することができる(教職課程認定申請中)</p> <p>なお、一種免許状未取得者が入学した場合、以下の通り、学科開設科目の履修などにより、一種免許状及び専修免許状を取得できるようにした。</p> <p>1 履修を認める要件</p> <p>人間健康学部スポーツ健康学科で取得できる教員免許状は、教育職員免許法に定められた①「教育の基礎的理解に関する科目等」及び、②「教科及び教科の指導法に関する科目」、③「大学が独自に設定する科目」④「その他の指定科目」を履修し、所定の単位を得た者に対して、中学校一種(保健体育)、高等学校一種(保健体育)の免許状が交付される。</p> <p>本研究科に一種免許状未取得者(保健体</p>	<p>第8 取得可能な資格</p> <p>すでに学部での教育において、中学校教諭一種免許状(保健体育)と高等学校教諭一種免許状(保健体育)を所有している者は、本研究科で新たな24単位以上を取得することによって保健体育の専修免許状を取得することができる(教職課程認定申請中)</p> <p>なお、一種免許状未取得者が入学した場合、学部での開設科目の履修などにより、一種免許状及び専修免許状を取得できるように工夫する。</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p><u>育)が入学した場合、スポーツ健康学科が開設する授業科目と専修免許状に必要な科目を計画的に履修できるように、履修要件を以下の通り定めた。【資料13】。</u></p> <p><u>ア 基礎資格として学士の学位を有すること。</u></p> <p><u>イ 「②教科及び教科の指導法に関する科目」の科目区分「教科に関する専門的事項」の必要な事項「体育実技」「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。」「生理学(運動生理学含む。」「衛生学・公衆衛生学」「学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)」を取得済又は読み替えが可能であること。</u></p> <p><u>ウ 「④その他の指定科目」の科目区分「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」を取得済又は読み替えが可能であること、とした。</u></p> <p><u>なお、上記の履修要件を満たしたものは、次の科目を履修すること。</u></p> <p><u>ア 「①教育の基礎的理解に関する科目等」の33単位中、科目区分の「教育実践に関する科目」の7単位を含め、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から17単位を履修すること。</u></p> <p><u>イ 「②教科及び教科の指導法に関する科目」の科目区分「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」8単位を履修すること。</u></p> <p><u>ウ 「③大学が独自に設定する科目」の科目区分の「大学が独自に設定する科目」の1単位を履修すること。</u></p> <p><u>なお、実際の運用に当たっては、学生の既修得単位数を踏まえた履修指導を行う。</u></p> <p>【資料13】 人間健康学部スポーツ健康学科</p>	

新		旧				
<p>における一種免許状（保健体育）取得に係る履修要件及び提供科目</p> <p>2 教職に関する学科教職科目及び研究科科目の履修方法</p> <p>本研究科は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」を導入し、夜間、その他特例の時間に開講する科目を履修し、無理なく一種免許状及び専修免許状が取得できるよう配慮している。</p> <p>1) 2年間で履修する場合</p> <p>学科教職科目と本研究科の科目の学期ごとの具体的な修得単位数について、学科教職科目は、1年目に8単位（前期4単位、後期4単位）、2年目に18単位（前期12単位、後期6単位）、計26単位を修得する。</p> <p>また、本研究科の科目は、1年目に30単位（前期14単位、後期16単位）、2年目に6単位（前期2単位、後期4単位）計36単位を履修することとした（図表3）。</p> <p>図表3 学科教職科目単位数及び修士課程履修単位数（標準：2年）</p>						
	年次	1年次		2年次		合計
	項目	前	後	前	後	
学科教職科目	教育の基礎的理解に関する科目等	2	0	7	6	17
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	0	4	4	0	8
	大学が独自に設定する科目	0	0	1	0	1
	教職履修単位合計	4	4	12	6	26
研究科科目	基礎科目	4	0	0	0	4
	共通科目	4	2	0	-	6
	専門科目	6	10	2	0	18
	研究科目	0	4	0	4	8

新						旧					
	修士課程履修単位合計	14	2	4	4	36					
	学科教職科目単位数及び研究科履修単位合計	18	20	14	10	62					
<p>2) 3年間の長期履修する場合</p> <p>学科教職科目と本研究科の科目の学期ごとの具体的な修得単位数について、学科教職科目は、1年目に4単位（前期2単位，後期2単位），2年目に16単位（前期6単位，後期10単位），3年目に6単位（前期4単位，後期2単位），計26単位を修得する。</p> <p>また，本研究科の科目は，1年目に24単位（前期12単位，後期12単位），2年目に8単位（前期4単位，後期4単位），3年目に4単位（前期0単位，後期4単位），計36単位を履修することとした（図表4）。</p> <p>図表4 学科教職科目単位数及び修士課程履修単位数（長期履修：3年）</p>											
		1年次		2年次		3年次		合計			
	項目	前	後	前	後	前	後	計			
学科教職科目	教育の基礎的理解に関する科目等	2	2	2	5	4	2	17			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	0	0	4	4	0	0	8			
	大学が独自に設定する科目	0	0	0	1	0	0	1			
	教職履修単位数合計	2	2	6	10	4	2	26			
冊	基礎科	4	0	0	0	0	0	4			

新								旧									
目																	
共通科目	4	2	0	0	0	0	6										
専門科目	4	10	4	0	0	0	18										
研究科目	0	0	0	4	0	4	8										
修士課程履修単位合計	12	12	4	4	0	4	36										
学科教職科目単位数及び研究科履修単位合計	14	14	10	14	4	6	62										
<p>3 指導教員による一種免許未取得者への履修指導</p> <p>学生は、出願前に志望する専門分野の指導教員予定者と面談を受けることとなっていることから、面談に応じる教員は、学生の研究計画・修了後の進路及び学部における既修得単位の状況を確認し、長期的な履修が可能か判断した上で、計画的な科目履修ができるように助言を行うこととしている。その際、「単位修得証明書」と「学力に関する証明書」に照らし、「履修モデル1（標準：2年）スポーツ教育モデル（一種免許状未修得者モデル）」及び「履修モデル2（長期履修：3年）スポーツ教育モデル（一種免許状未修得者モデル）」並びに「教職課程のてびき」を基に適切な履修指導を行う【資料 14-1】【資料 14-2】。</p> <p>【資料 14-1】履修モデル1（標準：2年）スポーツ教育モデル（一種免許状未修得者モデル）」</p> <p>【資料 14-2】履修モデル2（長期履修：3年）スポーツ教育モデル（一種免許状未修得者モデル）」</p>																	

(改善事項) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 (M)

3. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教員組織の将来構成を具体的に明確にすること。

(対応)

審査意見3を踏まえ、教員組織の将来構想を明確にすることで、教育研究の継続性が維持できることを下記のとおり具体的に示した。(「資料13-2 教員組織の将来構想」参照)。

○ 教員配置の将来構想

定年を超える教員が一定割合以上となっていることについて、教員組織の将来的な編制についての考え方は次の通りである【資料5】。

- ① 任期を迎える特任教員4人の内、定年を迎える教員(完成年度末において定年をこえる教員は2人)は原則退職する(公立大学法人名桜大学特任規程第4条第2項の規定に基づき、引き続き任用する場合もある)。ただし、定年制限年齢である満70歳に満たない教員(2人)に関しては、理事会の承認を得て、引き続き、講義、研究指導を継続してあたるものとする。
- ② 定年退職に伴う教員の補充は、前述の「図表6 完成年度以降の教員採用計画」に基づき、40代、50代を中心とした若手を中心に進めていく。具体的には、それぞれの特任教員が任期を迎える年の前年度の2月中旬より職員人事調整委員会を組織し、任期を迎える年度7月下旬までに公募を開始する。そして、10月までに後任者に関する人事を決定する。選考基準としては、十分な研究業績を有し、任期を迎える教員の専門分野・授業科目を担当することができる比較的若手である者とする。
- ③ 本研究科専任教員13名中、講義科目担当の3名(資料5のNo.11-13)においては、研究指導できるよう研究業績の蓄積を奨励し、令和6(2024)年度内に、他研究科同様に業績審査委員会を立ち上げ、教員の資格審査を行い、研究指導教員として配置する予定である。

また、補正前の申請書類には、「開設時に定年を超えている教員5人については、任期付き特任教員制度で雇用し、再任も可能である。」と記載していたが、「定年を超えている教員5人」は誤った人数であることから、本補正申請において「定年を超えている教員4人」に訂正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (37 ページ)

新	旧
<p>3 教員採用計画</p> <p>公立大学法人名桜大学就業規則第19条により、本学教員の定年は満65歳と規定されているが、公立大学法人名桜大学特任教職員規程第3条により、開設時に定年を超えている教員4人については、任期付き特任教員制度で雇用し、再任も可能である。^{注14)}</p> <p>再任あたっては、公立大学法人名桜大学特任規程第4条第2項の規定に基づき【資料13】①優れた研究業績や教育上の業績が</p>	<p>3 教員採用計画</p> <p>公立大学法人名桜大学就業規則第19条により、本学教員の定年は満65歳と規定されているが、公立大学法人名桜大学特任規程第3条により、開設時に定年を超えている教員5人については、任期付き特任教員制度で雇用し、再任も可能である。^{注14)}</p> <p>再任あたっては、公立大学法人名桜大学特任規程第4条第2項の規定に基づき【資料13】①優れた研究業績や教育上の業績がある場合、②担当スポーツ・健康分野に的確な</p>

新	旧																																				
<p>ある場合、②担当スポーツ・健康分野に的確な後任者がいない場合、③その他、該当者の人格・意見・健康状態等を総合的に判断し、決定する。なお、完成年度の後任採用計画としては、本学在籍教員に加え、新規採用者を募集していく予定である。</p> <p>採用に関しては、学外からの後任補充を検討しつつ、将来本学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程を担当できる学内教員の育成を推進する。</p> <p>完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用及び育成を行うこととし、退職する教員と新たに就任する教員との教育研究上の断絶が発生しないよう、適切な対応措置を講じる。</p> <p>本課程の完成年度（2025（令和7）年度）以降の教員採用計画は、以下の通りである（<u>図表6</u>）。</p>	<p>後任者がいない場合、③その他、該当者の人格・意見・健康状態等を総合的に判断し、決定する。なお、完成年度の後任採用計画としては、本学在籍教員に加え、新規採用者を募集していく予定である。</p> <p>採用に関しては、学外からの後任補充を検討しつつ、将来本学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程を担当できる学内教員の育成を推進する。</p> <p>完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用及び育成を行うこととし、退職する教員と新たに就任する教員との教育研究上の断絶が発生しないよう、適切な対応措置を講じる。</p> <p>本課程の完成年度（2025（令和7）年度）以降の教員採用計画は、以下の通りである（<u>図表4</u>）。</p>																																				
<p><u>図表6</u> 完成年度以降の教員採用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>任期を迎える特任教員</th> <th>教員組織の採用計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025（令和7）年度末</td> <td>教授2人</td> <td>十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。</td> </tr> <tr> <td>2026（令和8）年度末</td> <td>教授1人</td> <td>十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。</td> </tr> <tr> <td>2027（令和9）年度末</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2028（令和10）年度末</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2029（令和11）年度末</td> <td>教授1人</td> <td>十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※任期を迎える特任教員4人は、完成年度までは確実に在任し（公立大学法人名桜大学特任教員規程第3条第2項）、それ以降も延長することが可能である。</p>	年度	任期を迎える特任教員	教員組織の採用計画	2025（令和7）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。	2026（令和8）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。	2027（令和9）年度末	-	-	2028（令和10）年度末	-	-	2029（令和11）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。	<p><u>図表4</u> 完成年度以降の教員採用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>任期を迎える特任教員</th> <th>教員組織の採用計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025（令和7）年度末</td> <td>教授2人</td> <td>十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。</td> </tr> <tr> <td>2026（令和8）年度末</td> <td>教授1人</td> <td>十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。</td> </tr> <tr> <td>2027（令和9）年度末</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2028（令和10）年度末</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2029（令和11）年度末</td> <td>教授1人</td> <td>十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※任期を迎える特任教員4人は、完成年度までは確実に在任し（公立大学法人名桜大学特任教員規程第3条第2項）、それ以降も延長することが可能である。</p>	年度	任期を迎える特任教員	教員組織の採用計画	2025（令和7）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。	2026（令和8）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。	2027（令和9）年度末	-	-	2028（令和10）年度末	-	-	2029（令和11）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。
年度	任期を迎える特任教員	教員組織の採用計画																																			
2025（令和7）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。																																			
2026（令和8）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。																																			
2027（令和9）年度末	-	-																																			
2028（令和10）年度末	-	-																																			
2029（令和11）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。																																			
年度	任期を迎える特任教員	教員組織の採用計画																																			
2025（令和7）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人を補充する。																																			
2026（令和8）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。																																			
2027（令和9）年度末	-	-																																			
2028（令和10）年度末	-	-																																			
2029（令和11）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人を補充する。																																			

新	旧
<p>○ <u>教員配置の将来構想</u> <u>教員組織の年齢構成が高齢に偏っていることから将来的な教員組織の編成の考え方を次の通り示す【資料 15-2】。</u></p> <p>① <u>任期を迎える特任教員 4 人の内、定年を迎える教員（完成年度末において定年をこえる教員は 2 人）は原則退職する（公立大学法人名桜大学特任規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、引き続き任用する場合もある）。ただし、定年制限年齢である満 70 歳に満たない教員（2 人）に関しては、理事会の承認を得て、引き続き、講義、研究指導を継続してあたるものとする。</u></p> <p>② <u>定年退職に伴う教員の補充は、前述の「図表 4 完成年度以降の教員採用計画」に基づき、40 代、50 代を中心とした若手を中心に進めていく。具体的には、それぞれの特任教員が任期を迎える年の前年度の 2 月中旬より職員人事調整委員会を組織し、任期を迎える年度 7 月下旬までに公募を開始する。そして、10 月までに後任者に関する人事を決定する。</u> <u>選考基準としては、十分な研究業績を有し、任期を迎える教員の専門分野・授業科目を担当することができる比較的若手である者とする。</u></p> <p>③ <u>本研究科専任教員 13 名中、講義科目担当の 3 名（資料 13-2 の No.11-13）においては、研究指導できるよう研究業績の蓄積を奨励し、令和 6（2024）年度内に、他研究科同様に業績審査委員会を立ち上げ、教員の資格審査を行い、研究指導教員として配置する予定である。</u></p> <p>【資料 15-1】公立大学法人名桜大学特任教員規程 <u>【資料 15-2】教員配置の将来構想</u></p>	<p>(追加)</p> <p>【資料 13-1】公立大学法人名桜大学特任教員規程 (追加)</p>

(是正事項) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 (M)

4. 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている、大学が公表することとされている教育研究活動等の状況についての各号と、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「第 16 情報の公表」の「2 情報提供の内容」に挙げられている(1)～(17)の項目との対応関係が不明確なことから、関係する資料やその説明内容を適切に修正した上で、公表すべき情報が適切に公表されることについて改めて明確に説明すること。

(対応)

審査意見 4 を踏まえ、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている、大学が公表することとされている教育研究活動等について、対応関係が不明確であったため、下記のように改めることとした。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の各号を以下のとおり項目立てし、大学ウェブサイトで公開している当該 URL を貼り付け、説明することとした。

1 情報提供の内容

情報の公表にあたっては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、多様なステークホルダーに対し、以下のとおり、大学の基本的情報を「教育情報」及び「経営・財務情報」に分け、透明度の高い情報公開に努めている。

(1) 大学の教育研究上の目的等に関する情報

「大学の教育研究上の目的」<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/aim/>
「建学の精神」及び「学部・学科・研究科ごとの教育の目的」をウェブサイトで公開している。

(2) 教育研究上の基本組織に関する情報

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報 (教育研究上の基本組織(組織図、教員数を掲載))

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/org/>
(研究者総覧・シーズ集(教員が有する学位と業績))
<https://www.meio-u.ac.jp/research/scholars/>

学部、学科、専攻科、研究科及び事務組織等の名称並びに教員数については、「教育研究上の基本組織」としてウェブサイトで公開している。また、教員が有する学位と業績については、「研究者総覧・シーズ集」としてウェブサイトで公開している。

(4) 入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数 その他進学及び就職等の状況に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/path/>

「アドミッション・ポリシー」「入学者数、収容定員及び在学生」「卒業又は修了した者並びに進学者数及び就職者数」「退学者数」「その他の進学及び就職等の状況」をウェブサイトで公開している。

- (5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/lecture/>

「授業に関すること」として，各入学年度で，学部学科，大学院，助産学専攻科と分けて，授業科目一覧，シラバス，履修ガイド，学則（大学院含む），履修規定等をウェブサイトで公開している。また，授業の目標，授業内容，授業計画等については，「シラバス」としてウェブサイトで公開している。

- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/authorization/college/>

学修の評価，卒業認定基準等について，ウェブサイトで公開している。

- (7) 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/campus/>

附属図書館，研究所，本部棟，研究棟，講義等，保健センター，食堂・売店，運動施設等の施設等については，「キャンパス紹介」としてウェブサイトで公開している。

- (8) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/expense/>

費用等に関する情報については，ウェブサイトで公開するとともに，大学案内，学生募集要項（大学院含む）においても公開している。

- (9) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/support/>

学生支援として，「修学支援」「学生生活支援」「進路選択に関する支援」「心身の健康に関する支援」「入学前学習の取り組みについて」「障がいのある学生に関する支援」として，ウェブサイトで公開している。

- (10) 「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つのポリシー）

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/>

「名桜大学の3つのポリシー」として，大学全体及び各学科並びに大学院研究科の3つの方針をウェブサイトで公開している。

- (11) その他（認証評価及び外部評価の結果，認可申請書等）

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/information/>

認証評価結果及び外部評価結果並びに認可申請書等について，「法人情報の公開」において，「認証評価」及び「設置に関する書類」として，ウェブサイトで公開している。

○中期目標・中期計画，経営・財務情報

<https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/information/>

「法人情報の公開」において，中期目標・中期計画，事業報告書及び財務状況等として，ウェブサイトで公開している。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (47 ページ～48 ページ)

新	旧
<p>第16 情報の公表</p> <p>1 情報の公開 省略</p> <p>2 情報提供の内容</p> <p>情報の公表にあたっては，学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき，多様なステークホルダーに対し，以下のとおり，大学の基本的情報を「教育情報」及び「経営・財務情報」に分け，透明度の高い情報公開に努めている。</p> <p>(1) <u>大学の教育研究上の目的等に関する情報</u> 「大学の教育研究上の目的」 https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/aim/ 「建学の精神」及び「学部・学科・研究科ごとの教育の目的」をウェブサイトで公開している。</p> <p>(2) <u>教育研究上の基本組織に関する情報</u></p> <p>(3) <u>教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報</u> (教育研究上の基本組織（組織図，教員数を掲載）) https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/org/ (研究者総覧・シーズ集（教員が有する学位と業績）) https://www.meio-u.ac.jp/research/scholars/</p> <p>学部，学科，専攻科，研究科及び事務組織等の名称並びに教員数については，「教育研究上の基本組織」としてウェブサイトで公開している。また，教員が有する学位と</p>	<p>第16 情報の公表</p> <p>1 情報の公開 省略</p> <p>2 情報提供の内容</p> <p>情報の公表にあたっては，学校教育法施行規則第172条の2に則り同法令指定項目を含め，本学のホームページや刊行物を利用して，本学の教育研究活動について次の情報を公表していく。</p> <p>(1) <u>教育理念・教育方針</u></p> <p>(2) <u>教育課程の特色や内容</u></p> <p>(3) <u>専任教員の主な研究課題や論文，経歴</u></p> <p>(4) <u>入学者選抜に関する事項</u></p> <p>(5) <u>地域に対し開かれた各種養成講座や公開講座，地域プログラムの内容</u></p> <p>(6) <u>自己点検・評価報告書</u></p> <p>(7) <u>就職支援体制と卒業者の進路状況</u></p> <p>(8) <u>年間行事予定</u></p> <p>(9) <u>学生生活・課外活動の状況</u></p> <p>(10) <u>教員による論文を記載した紀要の発行</u></p> <p>(11) <u>財務諸表・事業報告書</u></p> <p>(12) <u>設置認可申請書・設置計画履行状況報告書</u></p> <p>(13) <u>GP等の採択状況</u></p> <p>(14) <u>中期目標，中期計画，年度計画，年度業務実績評価結果</u></p> <p>(15) <u>博士論文公開発表会案内</u></p> <p>(16) <u>博士論文要旨及び博士論文審査結果要旨</u></p> <p>(17) <u>博士論文全文もしくはその要約</u></p> <p>今後も，管理運営及び教育研究活動等の成果について，社会への説明責任及び透明性の確保の観点から提供する内容の充実を図って</p>

新	旧
<p><u>業績については、「研究者総覧・シーズ集」としてウェブサイトで公開している。</u></p> <p>(4) <u>入学者数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数 その他進学及び就職等の状況に関する情報</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/path/</p> <p><u>「アドミッション・ポリシー」「入学者数，収容定員及び在学学生」「卒業又は修了した者並びに進学数及び就職者数」「退学者数」「その他の進学及び就職等の状況」をウェブサイトで公開している。</u></p> <p>(5) <u>授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/lecture/</p> <p><u>「授業に関すること」として，各入学年度で，学部学科，大学院，助産学専攻科と分けて，授業科目一覧，シラバス，履修ガイド，学則（大学院含む），履修規定等をウェブサイトで公開している。また，授業の目標，授業内容，授業計画等については，「シラバス」としてウェブサイトで公開している。</u></p> <p>—</p> <p>(6) <u>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/authorization/college/</p> <p><u>学修の評価，卒業認定基準等について，ウェブサイトで公開している。</u></p> <p>(7) <u>校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報</u> https://www.meio-u.ac.jp/campus/</p> <p><u>附属図書館，研究所，本部棟，研究棟，講義等，保健センター，食堂・売店，運動</u></p>	<p>いく。</p>

新	旧
<p><u>施設等の施設等については、「キャンパス紹介」としてウェブサイトで公開している。</u></p> <p>(8) <u>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/expense/ <u>費用等に関する情報については、ウェブサイトで公開するとともに、大学案内、学生募集要項（大学院含む）においても公開している。</u></p> <p>(9) <u>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/support/ <u>学生支援として、「修学支援」「学生生活支援」「進路選択に関する支援」「心身の健康に関する支援」「入学前学習の取り組みについて」「障がいのある学生に関する支援」として、ウェブサイトで公開している。</u></p> <p>(10) <u>「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つのポリシー）</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/ <u>「名桜大学の3つのポリシー」として、大学全体及び各学科並びに大学院研究科の3方針を、ウェブサイトで公開している。</u></p> <p>(11) <u>その他（認証評価及び外部評価の結果、認可申請書等）</u> <u>認証評価結果及び外部評価結果並びに認可申請書等について、「法人情報の公開」において、「認証評価」及び「設置に関する書類」として、ウェブサイトで公開している。</u> https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/information/</p>	

新	旧
<p><u>○中期目標・中期計画，経営・財務情報</u> <u>https://www.meio-</u> <u>u.ac.jp/about/disclosure/information/</u> <u>「法人情報の公開」において，中期目標・</u> <u>中期計画，事業報告書及び財務状況等と</u> <u>して，ウェブサイトで公開している。</u></p> <p>今後も，教育研究活動及び管理運営等の 成果について，社会への説明責任及び透明 性の確保の観点から提供する内容の充実を 図っていく。</p>	